

# 千葉県スタッフカードの申請方法について

## はじめに

千葉県スタッフカード（国が発行するPSカードと同等の身分証明書）は、千葉港（千葉港区、葛南港区）、木更津港を利用する方であって、施設管理者から個人（千葉県スタッフカード使用者）へ発行しますが、以下に示す発行関係の手続きはすべて個人が所属する事業所を通じて行うこととしています。

- ・千葉県スタッフカードの申請手続きは、以下の流れで行います。

STEP1：「事業所情報（新規・変更・更新）報告書」の提出（事業所登録） 【様式1】  
STEP2：「千葉県スタッフカード交付（新規・変更・更新）申請書」の提出 【様式2, 3】  
STEP3：「千葉県スタッフカード受領書の提出について」の提出 【様式5】  
【様式5の別添】

### 【事業所を通じて行う発行関係手続き】

- ・「千葉県スタッフカード交付（新規・変更・更新）申請書」の提出（個人→事業所経由→施設管理者）
- ・千葉県スタッフカードの発行（施設管理者→事業所経由→個人）
- ・「千葉県スタッフカード受領書の提出について」の提出（個人→事業所経由→施設管理者）
- ・「千葉県スタッフカード返納書の提出について」の提出（個人→事業所経由→施設管理者）
- ・「千葉県スタッフカード亡失・損傷報告の提出について」の提出  
（個人→事業所経由→施設管理者）

最初の発行時のみならず、千葉県スタッフカード交付申請書に記載した内容に変更が生じた場合や有効期限の更新及び千葉県スタッフカード亡失・損傷後の再発行時にも、同様の手続きが発生します。

また、千葉県スタッフカードの交付を受けた者の転職等の際に、その者から自主的なカードの返納がなされない場合は、事業所から施設管理者の申請窓口へその旨ご報告ください。

- \*申請手続きを始める前に、以下の要件をご確認ください。

## ○事業所登録の要件

### （1）事業者登録の対象事業者について

以下1）～8）に該当する事業者が事業所登録の対象となります。

- 1) 港湾運送事業法上の事業許可（届出）のうち千葉港（千葉港区）、千葉港（葛南港区）、木更津港に係る許可を受けていること（届出を行っていること）
- 2) 貨物自動車運送事業法上の許可を受けているもので、千葉港（千葉港区）、千葉港（葛南港区）、木更津港を利用すること
- 3) 職業安定法上の労働者供給事業の許可を受けており、貨物自動車運送事業者又は港湾運送事業者が供給先事業者であること
- 4) 当該重要国際埠頭の管理者であること
- 5) 当該重要国際埠頭施設の制限区域内に事業所が存在すること
- 6) 当該重要国際埠頭施設の管理者との契約に基づいて当該重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行うこと
- 7) 当該重要国際埠頭施設の制限区域内で輸出入関連業務を行うこと
- 8) その他、公的機関による許可証等の書類によりその事業内容が確認できる事業者であること

## (2) 事業所登録を受け付けない場合

以下の事由に該当する場合は、事業所登録を受け付けません。  
(事業所登録番号を付与しません)

- 事業所登録の対象事業者でない。
- 申請日の過去6カ月間において、行政処分に関する基準に該当している。
- 「事業所情報報告書」に不備があるもの。
  - a) 記入漏れや誤字・脱字がある、押印が抜けている。
  - b) 申請日に問題がある。  
(施設管理者に提出された日以降の日が記入されている等)
  - c) 提出先が間違っている。
  - d) 様式が改変されている。
  - e) 「3. 希望する千葉県スタッフカード印字内容」が所定の文字数  
(和20) を超えている又は事業所の略称と見なすことが困難である。
- 申請内容に虚偽、誤りがあるもの。
- その他不備と認められるもの。

### ○千葉県スタッフカードの要件

#### (1) 千葉県スタッフカード発行対象者について

千葉県スタッフカードは、千葉港（千葉港区、葛南港区）、木更津港を利用する方であって、所属事業所等を通じて施設管理者が身元を確認できる方に対して発行します。

#### (2) 千葉県スタッフカードの使用を許可しない場合

以下の事由に該当する場合は、千葉県スタッフカードを発行しません。

- 事業所登録番号に問題がある（誤記入等）又は無効になっている。  
(有効期限が切れている等)
- 事業所を通じた申請ができない※。  
※セキュリティ確保の観点から、千葉県スタッフカードは、原則、事業所登録番号を付与された所属事業所を通じて施設管理者が身元を確認できる関係者に限定して発行します。関係者であることを確認するため、雇用保険の適用状況等を確認します。  
なお、常時雇用者であって制度上雇用保険の適用が除外されている者又は労働者供給事業により供給される常時供給労働者が千葉県スタッフカード交付（変更）申請書を提出する場合は、「雇用保険の適用を受けていない理由について」を提出してください。
- 「千葉県スタッフカード交付（新規・変更・更新）申請書」に不備があるもの。
  - a) 記入漏れや誤字・脱字がある、押印が抜けている、写真貼付漏れがある。
  - b) 申請日に問題がある。  
(施設管理者に提出された日以降の日が記入されている等)
  - c) 提出先が間違っている。
  - d) 様式が改変されている。
  - e) 「千葉県スタッフカード交付（新規・変更・更新）申請書の提出について」に記載された申請者の人数が、添付された「千葉県スタッフカード交付（新規・変更・更新）申請書」の通数と一致していない。
  - f) 「主として従事する港湾」の欄に複数の港名が記載されている。
  - g) 「入港目的」欄に記載された内容が適当でない

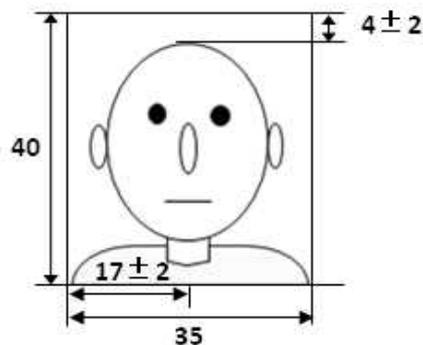
h) 添付写真について

写真については、カラー写真とし、以下の点に注意してください。  
なお、写真が不適切な場合は再提出していただきます。

- ・申請者本人のみを撮影したもの
- ・正面、無帽、無背景
- ・下図の規格に従っていること
- ・明るさやコントラストが適切であること
- ・背景と人物の境目がわかりにくいもの
- ・ヘアバンドなどで頭髪を覆っていないもの
- ・縦横比の変更、顔や髪型の修正等の改変が加えられていないもの
- ・階段状のギザギザ模様がないもの
- ・平常の顔貌と著しく異なるもの  
(例えば、口を開き歯が必要以上に見えているものは不可)
- ・6カ月以内に撮影したもの
- ・縦40ミリメートル×横35ミリメートル(ふちなし)
- ・鮮明であること(焦点が合っていること)
- ・影のないもの
- ・眼鏡のレンズに光が反射していないもの
- ・変色していないもの、傷や汚れのないもの
- ・カラーコンタクトレンズを使用していないもの
- ・写真専用紙等を使用し、画質が適切であること
- ・サングラス、レンズに色の付いた眼鏡、マスク及び前髪などが目を隠すなど、顔が確認しにくいもの

- ・その他、上記以外で施設管理者が不適切と判断したもの。

図 申請用写真の規格  
(単位:mm)



(3) 派遣労働者又は出向者の取り扱いについて

派遣労働者又は出向者も、事業所登録番号を付与された所属事業所を通じた関係者である場合は、千葉県スタッフカードの発行対象になります。派遣労働者は派遣先事業者が、出向者は出向先事業者が、それぞれとりまとめて申請書を提出してください。

●提出様式

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 【様式1】    | 事業所情報(新規・変更・更新)報告書               |
| 【様式2】    | 千葉県スタッフカード交付(新規・変更・更新)申請書の提出について |
| 【様式3】    | 千葉県スタッフカード交付(新規・変更・更新)申請書        |
| 【様式4】    | 雇用保険の適用を受けていない理由について             |
| 【様式5】    | 千葉県スタッフカード受領書の提出について             |
| 【様式5の別添】 | 千葉県スタッフカード受領書                    |
| 【様式6】    | 千葉県スタッフカード返納書の提出について             |
| 【様式6の別添】 | 千葉県スタッフカード返納書                    |
| 【様式7】    | 千葉県スタッフカード亡失・損傷報告書の提出について        |
| 【様式7の別添】 | 千葉県スタッフカード亡失・損傷報告書               |